

議事要旨(1)企業会計基準「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針「関連当事者の開示に関する会計基準適用指針(案)」について

五反田屋専門研究員より、会計基準案、適用指針案の前回の企業会計基準委員会からの変更点等について説明が行われた。標題の会計基準案及び適用指針案は、下記の審議の後、細かい字句等の修正については委員長に一任の上、出席委員 12 名全員の賛成により公表議決された。

前回の企業会計基準委員会からの主な変更点等は以下のとおりである。

(1) 会計基準案

- ・ 結論の背景の、主要株主の説明で、現行の証券取引法の条番号を引用している箇所があるが、金融商品取引法施行後の同法の条番号も括弧書きで記載した。
- ・ 結論の背景の、財務諸表作成会社の主要株主等が議決権の過半数を所有する会社及びその子会社を現行と同様に関連当事者として明示している理由の説明に関し、誤解を招くような記述があったので、若干表現ぶりを変更した。

(2) 適用指針案

- ・ 役員の定義の、「これらに準ずる者」の説明で、「その会社内における地位や職務等からみて『取締役等と同等に』実質的に会社の経営に強い影響を及ぼしていると認められる者(略)」としていたが、10月2日の専門委員会において、取締役といっても社外取締役と執行役員兼務役員とではその役割が異なることから、ここで『取締役等と同等に』を入れない方が混乱を招かないのではないかと結論になったため、『取締役等と同等に』を削除した。

(3) 「開示例」(従前の記載例)

- ・ 適用指針の参考は、(記載例)から(開示例)に変更した。
- ・ 消費税等に関する注記は、冒頭に一括注記していたが、各表の直下の注記に変更した。

委員等と事務局の質疑は以下のとおりである。

- ・ 会計基準案の、従業員のための企業年金に関する結論の背景の中で、「厚生年金基金及び基金型の確定給付企業年金が個別指図を行い、会社と直接取引を行う場合」となっているが、個別指図とは何か不明確であり、運用に関する指図であることを明確にする文言を補う必要があるとの意見があった。これに対し、事務局より、「(略)個別指図による運用を行い(略)」などの表現に修正するとの説明があった。
- ・ 開示例に関して、同一の取引条件のものを開示する場合には、個々の取引ごとに注記せ

ず、まとめて記載することもできることがわかるように工夫することが望ましいとの意見があった。これに対し、事務局より、異なる取引であっても取引条件に関する注記内容が同一のものについては、まとめて注記できることがわかるよう、開示例の一部を修正するとの説明があった。

- ・適用指針案で規定されている重要な関連会社の要約財務諸表について、当該関連会社が連結財務諸表を作成していない場合でも、その子会社の損益について持分法投資損益に反映しているケースがあるが、その場合、当該関連会社の要約財務諸表の開示はどのように行うのかとの質問があった。この点については事務局より、適用指針案では、持分法投資損益の算定に用いた財務情報をもとに当該関連会社の主な B/S 項目、P/L 項目を開示するよう要求しており、その趣旨に照らした開示が適切である旨の説明があった。また、議論の結果、この点に関し、適用指針に特段の変更を加えないことを確認した。
- ・公表にあたって及び会計基準案で、「会計基準等は、国際的な会計基準との比較及び IASB との協議を踏まえて作成している。」、「コンバージェンスの協議により会計基準を整備する。」旨の表現があるが、会計基準を整備、作成する理由はコンバージェンスだけではないので、表現を工夫したほうがよいとの意見があった。事務局より、字句修正で対応する旨説明があった。
- ・会計基準案の、取引条件に関する結論の背景の中で、第三者との取引と同等な条件と記載する場合、検証可能であることを条件として明示することを議論した時期があったと記憶しているが、どのような理由で削除されたのか再確認したいとの質問があった。事務局より、そのような文言を挿入することについては実務上の観点から否定的な意見もあり、議論の結果、こうした表現を明示しないこととなった経緯がある旨の説明があった。

承認された企業会計基準及び適用指針については、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」を参照のこと。

以上